

国立大学法人東京外国語大学研究等 支援事業基金に関する規程

〔令和3年2月16日〕
規則 第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学基金規程（平成21年規則第128号）第10条第2項に基づき、研究等支援事業基金（以下「基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基金は、学生又は不安定な雇用状態にある研究者の研究等を支援することを目的とする。

(基金の管理)

第3条 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(基金の用途)

第4条 基金は、以下の用途に充当するものとする（学校の入学に関して寄附されるものを除く）。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(寄附金の用途変更の禁止)

第5条 基金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

(雑則)

第6条 その他基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月16日から施行する。